



情報審査答申第 3 号
令和5年12月27日

久喜市長 梅田修一様

久喜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 石田晴久



公文書公開請求に係る公開決定処分に対する審査請求について（答申）

久喜市情報公開条例第19条第1項の規定に基づき、令和5年7月28日付け久循第171-1号により諮問を受けました審査請求について、別紙のとおり答申いたします。



諮問実施機関：久喜市（資源循環推進課）

諮問日：令和5年7月28日（諮問第3号）

答申日：令和5年12月27日（答申第3号）

内 容：「(仮称)久喜市新ごみ処理施設整備工事 基本設計図書 書類一覧」
の公文書公開決定に対する審査請求

答 申

第1 久喜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件審査請求に係る令和5年5月8日付け久循第38-2号で久喜市長（以下「実施機関」という。）が行った公開決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求について

審査請求人は久喜市情報公開条例（平成22年3月23日条例第12号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年4月21日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求書（以下「本件公開請求」という。）を行った。

〈公開請求内容〉

- ① 新ごみ処理施設の基本設計、基本計画
- ② 受注者から提出された図面、事業計画案などの資料の内、ごみ搬入・投入・退場経路に記された平面図
- ③ 見学・環境学習の通路および経路、コースと施設・設備の記された図面
- ④ 見学・環境学習の事業名・事業内容等の全体企画が記された資料
- ⑤ 基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書

2 本件公開請求に対する決定について

実施機関は、本件公開請求に対し、次のとおり対象公文書を特定した上で、令和5年5月8日付けで公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

〈対象公文書（以下「本件公文書」という。）〉

- ⑤ (仮称)久喜市新ごみ処理施設整備工事 基本設計図書 書類一覧

3 審査請求について

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年6月16日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68条）第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している内容は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

公開請求の内、⑤について、実質的に部分公開にとどまっているが、全部を公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

(1) 本来、公開請求した情報は「⑤基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」である。

公開決定処分は、公開請求事項の内の一部だけを抽出して、「基本設計図書書類一覧」と題された情報のみ公開した。公開請求事項の「基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等」は非公開となったと解釈する他ないが、決定通知書には「非公開」と記載されていないし、理由も示されていない。(審査請求書における主張)

(2) 市は請求された項目の中から、その一部だけを恣意的に選択して公開すればよいのではなく、「全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」のすべてを公開するべきである。(審査請求書における主張)

(3) 市は、「基本設計図書 書類一覧」だけを公開すれば、全体の公開に当たると判断したようであるが、「基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等」と「基本設計 書類一覧」とは別の情報である。(審査請求書における主張)

(4) 請求人は、基本計画は、令和3年2月に策定された基本計画以外に「基本計画」の改訂等がされているものと考えて公開請求した。もし、令和3年2月に策定された基本計画以外に「基本計画」に当たるものがないのであれば、実施機関は「公文書の特定」をした上で、「該当情報がないので非公開」とすべきだった。

したがって、請求人としては、令和3年2月に策定された基本計画とは別に、新たに策定あるいは、改訂された「基本計画」が存在し、それが事業者の設計図書等の中に含まれていて、非公開とされたものと理解する以外にない。(反論書における主張)

(5) 新たに策定あるいは改訂された「基本計画」の存在の有無を明らかにすべきである。また、基本計画が一部でも変更されているのならば、その部分だけでも公開すべきである。(反論書における主張)

(6) 公開請求に記した「基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」の内から一部だけを抽出して公開するのではなく、公開されなかった「基本設計の目次、資料項

目」を公開していただきたい。(反論書における主張)

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、弁明書及び口頭説明において主張している内容は、おおむね次のとおりである。

1 実施機関の決定について

本件処分は、条例第7条各号に規定する非公開情報が記録されていないため、適正に判断したものである。

2 本件処分に係る公開の理由

(1)「基本計画(久喜市ごみ処理施設整備基本計画)」は、令和3年2月に作成し、市のホームページや資源循環推進課の窓口で閲覧に供している。このため、「容易に入手できる情報」として、条例第2条第2項ただし書きの規定により「公文書」に該当せず、公開請求の対象から除いたものである。(弁明書における主張)

(2)このことから、公開請求のあった「基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」の公開請求の対象となる公文書としては、「基本設計図書 書類一覧」が全てであることから、「公開決定」としたものである。(弁明書における主張)

(3)請求内容の「⑤基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」を要約すると、基本設計の目次等、全体構成がわかる文書という請求になる。そのため、基本設計の目次は、対象にした1枚になるので、請求どおりのものを公開しているものであり、一部だけを抜き出したということはない。(口頭説明における主張)

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、第1条にあるように、「地方自治の本旨に基づく市民の知る権利にのっとり、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責任の全うと、市民の市政への参加をより一層促進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図り、もって公正で開かれた市政の発展に寄与すること」を目的としている。審査に当たっては、これらの趣旨・目的を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、久喜市新ごみ処理施設整備工事に係る基本設計図書の書類の一覧を示したものである。

3 本件処分の妥当性について (公文書の特定について)

実施機関は、口頭説明において、『公開請求内容の「⑤基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」を要約すると、「基本設計の目次等、全体構成がわかる文書」という請求になる。そのため、該当するのは、対象にした1枚になるので、請求どおりのものを公開しているものであり、一部だけを抜き出したということはない』と主張している。

一方で、審査請求人は、『「基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」と「基本設計図書書類一覧」とは別の情報であり、公開請求事項の内の一部だけを抽出して、「基本設計図書 書類一覧」と題された情報のみ公開した』と主張している。

ここで争点となるのは、公開請求内容の「⑤ 基本設計、基本計画等の全体資料の目次、目録、資料項目等、全体構成と、資料の一覧がわかる文書」に対し、基本設計については、「基本設計の目次等、全体構成がわかる文書」を本件公文書として市が特定したことの妥当性であると考ええる。

当審査会において、本件公開請求書を見分したところ、本件公開請求内容は、実施機関が言う、「基本設計の目次等、全体構成がわかる文書」と解釈した実施機関の主張も一定の理解はできるところである。

したがって、実施機関は本件対象公文書を特定するにあたり、上記のとおり「基本設計の目次等、全体構成がわかる文書」と解釈し、請求人へ請求書の補正を求める必要もないと判断の上、特定したものであることから、恣意的に公開請求事項の内の一部だけを抽出して、「基本設計図書書類一覧」と題された情報のみ公開したとは考えられないため、本件処分は妥当であったと判断する。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の意見

当審査会の結論は以上のとおりであるが、本件事案について、実施機関の事務処理に関し、審査会として次のとおり意見を述べることにする。

本件公開請求において、「新ごみ処理施設の基本設計、基本計画等」の公開を求められたが、実施機関は、新ごみ処理施設の基本計画には触れず、基本設

計に係る公文書のみを特定し、公開決定通知書により公開した。

しかし、実施機関の弁明書によると、本件公開請求のうち、「基本計画（久喜市ごみ処理施設整備基本計画）」については、令和3年2月に作成し、市のホームページや資源循環推進課の窓口で閲覧に供している状況にあることから、「容易に入手できる情報」として、条例第2条第2項ただし書きの規定により「公文書」に該当せず、公開請求の対象から除いたものであるとしている。

この場合の事務処理としては、条例第11条第2項の規定により、当該基本計画については公開請求の対象から除いた旨を記載した公文書非公開決定通知を発するべきであったと考える。

実施機関は、今後の事務処理において、適正な運用に努められたい。

第7 審査会の審議経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	内 容
令和5年 7月28日	・ 諮問書を受理（諮問第3号） ・ 実施機関から弁明書を受理
令和5年 8月28日 第1回審査会	・ 実施機関の口頭説明の聴取 ・ 実施機関への質疑応答 ・ 審議
令和5年 8月29日	・ 審査請求人から反論書を受理
令和5年10月12日 第2回審査会	・ 審査請求人の口頭意見の聴取 ・ 審査請求人への質疑応答 ・ 実施機関への質疑応答 ・ 審議
令和5年11月16日 第3回審査会	・ 答申の審議
令和5年12月15日 第4回審査会	・ 答申の審議
令和5年12月27日	・ 答申

(参考)

久喜市情報公開・個人情報保護審査会名簿【答申時】（五十音順）

氏 名	選 任 区 分
石田 晴久	学識経験者
加村 啓二	学識経験者
佐藤 富江	学識経験者
野崎 正	学識経験者